

令和4年12月期区政連絡会
事務連絡

町会長各位

豊島区マンション担当課長
河野敬輝

マンション管理組合からの町会加入協議等に対するご対応のお願いについて

日頃より豊島区の住宅行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

豊島区では平成25年度から、分譲マンションの管理不全の予防を目的とした、管理状況届出書の届出制度を実施しています。

この制度は、各マンションの管理組合が管理規約や総会の定期開催、長期修繕計画の作成といった、マンションを管理する上で必要となる事項の有無に加えて町会加入協議の有無など、最新のマンションの管理状況を管理状況届出書へ記入し、区へ提出することを義務付けているものです。

また、この制度は、届出内容に変更が生じた場合(例:令和4年度に管理規約を改正した場合など)には、その都度、変更届出書の提出を義務付けています。

今般、変更届出書の提出を促す書面を区内の分譲マンションに下記のとおり送付しますので、町会長の皆様にあらかじめご連絡致します。

記

●各分譲マンションへの送付内容

・マンション管理状況変更届の提出について

※マンションの管理状況の変更及び町会加入協議の有無(町会と未協議の場合は協議をお願いします)などの変更がある場合に提出する。

●各分譲マンションへの送付時期

令和5年1月20日を予定

(令和5年2月に開催予定の「豊島区マンションセミナー」の案内に同封する予定です。)

●各町会長へのお願い

上記文書の発送に伴い、マンション管理組合から各町会に加入協議のご相談が想定されます。

その際には、ご協議をお願い致します。

【担当】

マンション担当課マンショングループ 高木、反町

電話:03-3981-1385